

📖 「国家外貨管理局資本項目司による直接投資外貨管理
関連問題の更なる簡素化についての通知」の公布

2011年12月31日
第44号

企画部 調査課

2011年11月23日付で、「国家外貨管理局資本項目司による直接投資外貨管理関連問題の更なる簡素化についての通知」（匯資函〔2011〕20号、以下「通知」と略）が公布され、今般当局より正式通知がありました。「通知」の主な内容は以下の3点となっています。

- ①直接投資項目下のクロスボーダー人民元出資（以下「人民元 FDI」略）の験資（出資払込検査確認）報告手続簡素化
- ②直接投資項目下の外貨購入・対外支払審査の取消
- ③域外投資者による域内の合法的な人民元での再投資手続の簡素化

なお、上海、青島等一部地域の外貨管理局では「通知」を転送すると同時に、地域レベルの関連通知を公布していますが、国家外貨管理局直接投資外貨管理情報システム（以下、直接投資システム）が未だテスト段階にある等の原因から、上記の関連業務は当面従来の監督管理方式を続けていく等、上述の地域限りで適用される特別な要求も含まれていますので、外商投資企業は実際に関連の取引をされる際には、必ず所在地の外貨管理局またはお取引銀行に事前に確認頂くようご留意ください。

2011年4月に国家外貨管理局は「国家外貨管理局総合同司によるクロスボーダー人民元資本項目業務操作関連問題を規範化することに関する通知」（匯総発〔2011〕38号 以下「38号令」と略）を公布しました。「38号令」はクロスボーダー人民元業務¹における外貨管理局での関連手続²を規定し、人民元 FDI（出資・増資）については事前に外貨管理局で登記手続を行うとしていました。

¹ 人民元建て域外直接投資業務と人民元建て外商直接投資業務を含む。

² 詳細は当行BTMU（China）実務・制度ニュース・レター第29号をご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311042101.pdf>

今回公布された「通知」では、外商直接投資に係わる外貨管理関連手続の更なる簡素化が図られていますが、人民元 FDI に当たって事前に外貨管理局への登記手続が必要と言及しており、「38 号令」に規定されている内容を改めて強調しています。

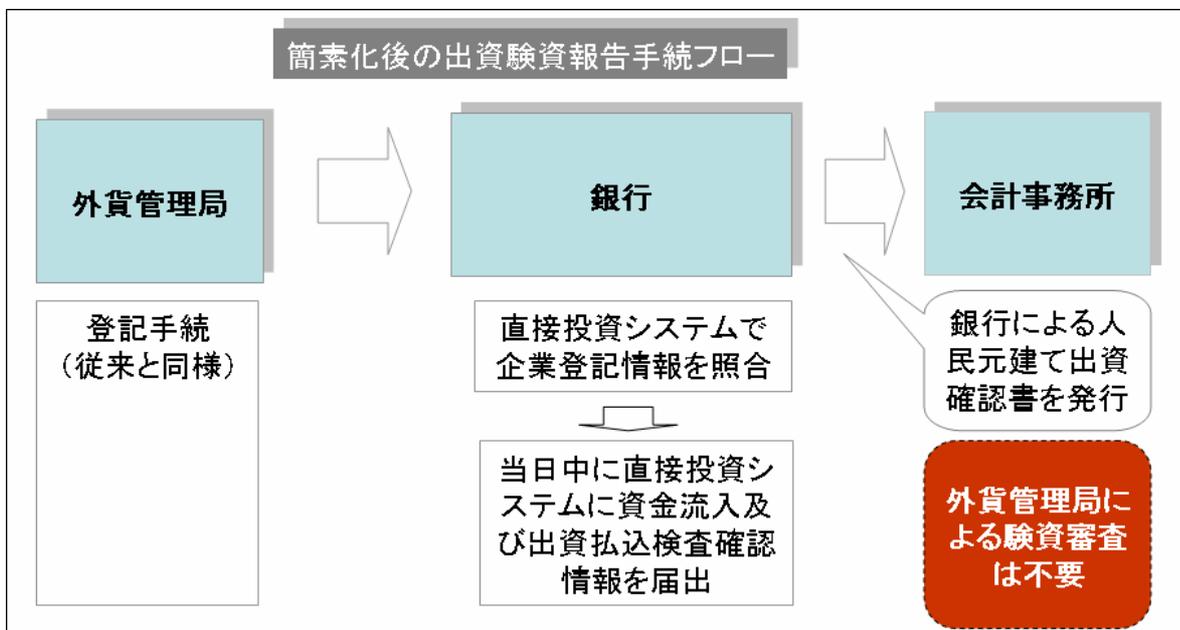
資本項目下の人民元 FDI 業務は、プロジェクト主管部門である商務部門のほか、中国人民銀行と外貨管理局による 2 重監督管理の状況が続いていくと思われます。

「通知」の主要内容については、以下の通り紹介させていただきます。

◇直接投資項目下のクロスボーダー人民元出資の验资報告手続の簡素化

企業が验资報告関連手続を行う際に、「38 号令」においては外貨管理局による関連エビデンスの審査が要求されていましたが、「通知」においては外貨管理局による関連エビデンス審査が不要となっており、銀行が直接投資システム関連登記情報を確認した後、会計事務所に人民元验资報告書を直接発行することができますので、従来の验资報告手続が簡素化されるようになります。

簡素化後の验资報告手続フロー³については下図をご参照ください。

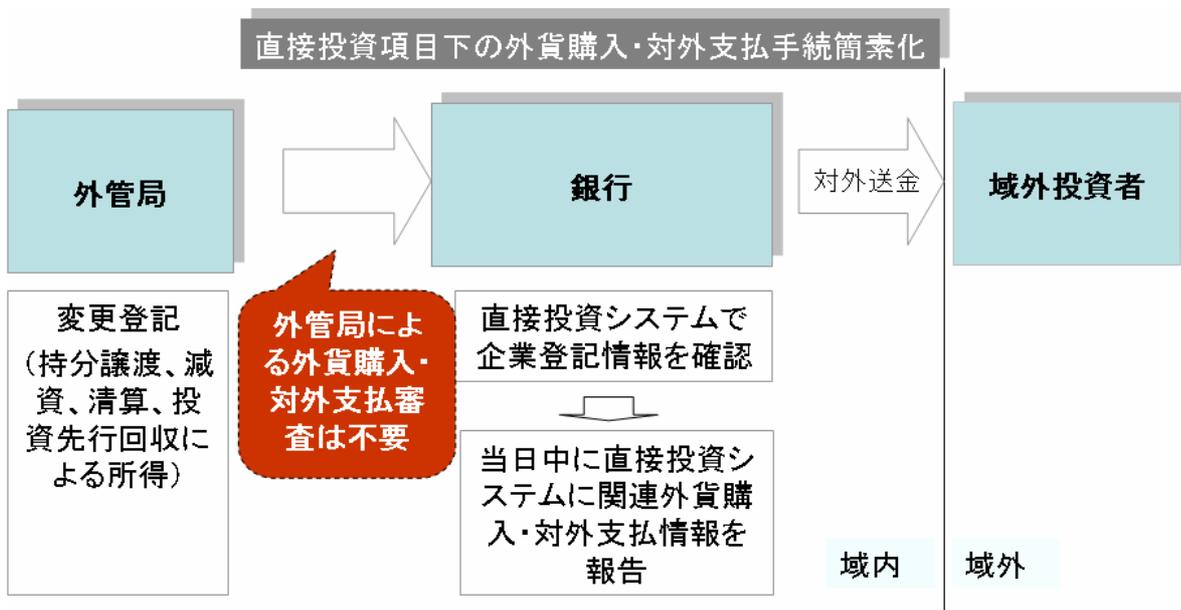


「通知」に基づき三菱東京銀行 UFJ (中国) 企画部調査課作成

³ 当該手続フローは「通知」に基づき作成されたものであり、実際に関連業務を取扱う際は、事前にお取引銀行までご確認頂く必要があると思われます。

◇ 直接投資項目下の外貨購入・対外支払審査の取消

従来、直接投資項目下の持分譲渡、減資、清算、投資先行回収等の関連業務は、取引毎に外貨管理局の審査認可を取得したうえで外貨購入・対外支払を行うものとされてきました。「通知」に拠れば、今後外貨管理局による外貨購入・対外支払関連審査認可は不要となり、域外投資者が関連変更登記を行った後、銀行が直接投資システムで企業変更登記情報を照合した上で、直接外貨購入・対外支払手続を行うことが認められます。



「通知」に基づき三菱東京銀行 UFJ (中国) 企画部調査課作成

なお、上海市外貨管理局が公布した「国家外貨管理局資本項目司による直接投資外貨管理関連問題の更なる簡素化についての通知」(上海匯發 [2011] 140 号) に拠りますと、直接投資システムは外貨購入・対外支払審査廃止のテスト段階にあり、当該システムの正式運行までは、企業から関連業務の申請書類を一括で受領し、変更と審査認可を一括で完了させると規定しています。直接システムの正式な運行開始日については、上海外貨管理局により別途案内される予定です。

◇ 域外投資者による域内の合法的な人民元での再投資手続の簡素化

外商投資企業及び域外投資者が域内で取得した合法的な人民元資金を利用し、域内再投資を行う場合、従来は外貨管理局の審査認可手続が必要でしたが、「通知」に拠れば以下の通り変更登記手続に変更され、手続が簡素化されました。なお、ケースによって申請受理部門と申請内容が異なりますので、詳細については下表をご参照ください。

＜域外投資者による域内の合法的な人民元での再投資手続き＞

業務種類	申請受理部門	申請内容
外商投資企業は域外投資者に配当可能な資本積立金、剰余積立金、未処分利益、登記済み外債（利息を含めて可）等の合法的所得を以って、当該企業の登録資本金を増資する場合	外商投資企業所在地の外貨管理局	変更登記及び 驗資報告手続
域外投資者は、持分譲渡、減資、清算、投資先行回収による人民元所得を以って域内直接投資を行う場合	所得が発生した企業所在地の外貨管理局	変更登記手続
	投資先企業所在地の外貨管理局	驗資報告手続
域外投資者は、域内投資により取得した人民元利益で域内直接投資を行う場合	利益発生企業所在地の外貨管理局	利益再投資登記手続
	投資先企業所在地の外貨管理局	驗資報告手続

今回の「通知」により、人民元 FDI 業務に関する外貨管理局における手続簡素化がうかがえるものの、依然としてプロジェクト主管部門に加え、中国人民銀行と外貨管理局の 2 重管理の状況は不変です。2 重管理はいずれ中国人民銀行か外貨管理局のどちらか一方に集約されるものと予想されますが、当面、外商投資企業は人民元 FDI に当たっては、両当局からの関連要求に基づきそれぞれ登記手続等を申請する必要がある点にご留意下さい。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局资本项目司关于进一步简化直接投资外汇管理有关问题的通知</p> <p>汇资函[2011]20号</p> <p>为进一步简化外商直接投资外汇业务办理手续，便利跨境资本项目人民币业务的开展，现将有关问题通知如下：</p> <p>一、简化直接投资项下跨境人民币出资的验资询证手续。以跨境人民币直接投资设立的外商投资企业应到注册地外汇局办理登记手续。银行在国家外汇管理局直接投资外汇管理信息系统（以下简称直接投资系统）中核验相应登记信息后，可直接向会计师事务所出具人民币出资询证函，并应于当日向直接投资系统备案相应资金流入及询证信息。</p> <p>二、取消直接投资项下的购付汇审核。境外投资者可在办理变更登记手续后，直接到银行申请办理转股、减资、清算、先行回收投资后所得的对外购付汇手续。银行在核验直接投资系统中企业的变更登记信息后，可直接为企业办理购付汇手续，并应于当日向直接投资系统备案相应购付汇信息。</p> <p>三、简化境外投资者以境内合法人民币再投资手续</p> <p>（一）外商投资企业可分配给境外投资者的资本公积金、盈余公积金、未分配利润、企业已登记外债（可含利息）等合法所得转增企业注册资本的，可直接向企业注册地外汇局申请办</p>	<p>国家外貨管理局資本項目司による直接投資外貨管理関連問題の更なる簡素化についての通知</p> <p>匯資函 [2011] 20 号</p> <p>クロスボーダー資本項目人民元業務の展開の利便化を図るため、外商直接投資に係わる外貨業務手続を一層簡素化することに関する問題を以下に通知する：</p> <p>一、直接投資項目下のクロスボーダー人民元建て出資払込検査確認手続の簡素化。クロスボーダー人民元建て直接投資により設立された外商投資企業は、登録地の外管局で登記手続を行わなければならない。銀行は国家外貨管理局直接投資外貨管理情報システム（以下、直接投資システム）で相応する登記情報を確認した後、会計事務所に対して人民元建て出資払込検査確認書を直接発行することができ、且つ当日中に直接投資システムへ当該資金の流入および出資払込検査確認情報の届出を行わなければならない。</p> <p>二、直接投資項目下の外貨購入・対外支払審査を取消す。域外投資者は登記変更手続を行った後、銀行で直接、持分譲渡、減資、清算、投資の先行回収による所得からの外貨購入・対外支払手続を行うことができる。銀行は直接投資システムを通じ、当該企業の変更登記情報を確認した後、直接当該企業のために外貨購入・対外支払手続を行い、当日中に直接投資システムへ当該外貨購入・対外支払情報の届出を行わなければならない。</p> <p>三、域外投資者による域内の合法的な人民元による再投資手続の簡素化</p> <p>（一）外商投資企業は域外投資者に分配可能な資本積立金、剰余積立金、未処分利益、企業の登記済外債（利息を含むこと可）などの合法的所得を以って、当該企業の登録資本金を増資す</p>

理变更登记及验资询证手续。

(二) 境外投资者以转股、减资、清算、先行回收投资所得人民币开展境内直接投资的, 所得产生企业办理变更登记手续后, 可直接到银行办理资金划转手续。银行应核验直接投资系统的相应变更信息后办理资金划转, 并于当日向直接投资系统备案资金划转信息。被投资企业可凭所得产生企业变更信息以及资金划转信息向注册地外汇局申请办理验资询证手续。

(三) 境外投资者以境内投资所得人民币利润开展境内直接投资的, 可向利润产生企业注册地外汇局申请办理相应利润再投资登记手续, 被投资企业可凭利润再投资登记信息向注册地外汇局申请办理验资询证手续。

四、进一步完善外商投资企业年检及相关的统计监测工作。以跨境人民币直接投资设立的外商投资企业应按照《关于跨境人民币直接投资有关问题的通知》(商资函[2011]第 889 号) 的要求参加外商投资企业联合年检。各分局(外汇管理部) 应会同有关部门做好相应的年检工作, 并督促银行办理相关业务信息的反馈, 保证数据的准确性和完整性。

五、本通知自发布之日起实施。此前规定与本通知不一致的, 以本通知为准。本通知未尽事宜, 可按照《国家外汇管理局综合司关于规范跨境人民币资本项目业务操作有关问题的通知》(汇综发[2011]38 号) 相关规定办理。

る場合、同企業の登録地の外管局へ変更登記および出資払込検査確認手続きを申請することができる。

(二) 域外投資者は、持分譲渡、減資、清算、投資の先行回収による人民元建て所得を以って域内直接投資を行う場合、当該所得が生じた企業が変更登記を行った後、直接銀行で資金の振替を行うことができる。銀行は直接投資システムを通じ、当該変更情報を確認した後資金の振替を行い、且つ当日中に直接投資システムへ当該資金の振替情報の届出を行わなければならない。投資先企業、当該所得が生じた企業の変更情報および資金振替情報を以って、登録地の外管局に出資払込検査確認の手続きを申請することができる。

(三) 域外投資者は、域内投資により取得した人民元建て利益を以って域内直接投資を行う場合、当該利益が生じた企業の登録地の外管局に対し、相応する利益再投資の登記手続きを申請することができる。投資先企業は、利益再投資の登記情報を以って、登録地の外管局へ出資払込検査確認の手続きを申請することができる。

四、外商投資企業の年度検査および関連する統計・モニタリング業務を一層改善する。クロスボーダー人民元建て直接投資により設立された外商投資企業は、「クロスボーダー人民元建て直接投資に関する問題の通知」(商資函[2011]第 889 号) の要求に従い、外商投資企業連合年度検査に参加しなければならない。各分局(外貨管理部) は、関連部門と協働して関連年度検査業務を遂行し、銀行に対して、関連業務の情報フィードバックを督促し、データの正確性と完全性を保証しなければならない。

五、本通知は公布日より実施される。本規定が以前規定と相違する場合は、本通知を基準とする。本通知で明確にされていない事項については、「国家外貨管理局総合司のクロスボーダー人民元建て資本項目業務操作の規範化に関する

<p>各分局（外匯管理部）收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和銀行。執行中如遇問題，請及時向國家外匯管理局資本項目管理司反饋。</p> <p>二〇一一年十一月二十三日</p>	<p>る問題の通知」（匯總發 [2011] 38 号）に基づき取扱うことが出来る。各分局（外貨管理部）は本通知を受領後、速やかに所轄内の中心支局、支局と銀行に転送すること。執行中に問題が生じた場合は、タイムリーに國家外貨管理局資本項目管理司にフィードバック願いたい。</p> <p>二〇一一年十一月二十三日</p>
---	---

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255